

岡山県地域防災計画（修正案）

（風水害等対策編）

新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	修正理由
13	25	<p>第1編 総則</p> <p>(略)</p> <p>第3章 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>(略)</p> <p>第2 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>(略)</p> <p>5 自衛隊（陸上自衛隊第13特科隊等）</p> <p>(略)</p> <p>第4章 岡山県の概要</p> <p>第1 自然的条件</p> <p>1 位置及び面積</p> <p>岡山県は中国地方の東部に位置し、山陽道のほぼ中央にあたり、東は兵庫県、西は広島県、北は中国山地で鳥取県と接し、南は瀬戸内海の一部である備讃瀬戸を隔てて香川県と接している。</p>	<p>第1編 総則</p> <p>(略)</p> <p>第3章 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>(略)</p> <p>第2 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>(略)</p> <p>5 自衛隊（陸上自衛隊中部方面特科連隊第3大隊等）</p> <p>(略)</p> <p>第4章 岡山県の概要</p> <p>第1 自然的条件</p> <p>1 位置及び面積</p> <p>岡山県は中国地方の東部に位置し、山陽道のほぼ中央にあたり、東は兵庫県、西は広島県、北は中国山地で鳥取県と接し、南は瀬戸内海の一部である備讃瀬戸を隔てて香川県と接している。</p>	組織体制見直しに伴う修正
20	9	<p>県土の面積は、7,114.77 km²で、国土面積の1.9%を占めている。</p> <p>(略)</p> <p>第2編 災害予防計画</p> <p>第1章 防災後有無施設・設備等の整備</p> <p>(略)</p> <p>第2 消防施設・設備等</p> <p>(略)</p>	<p>県土の面積は、7,114.44 km²で、国土面積の1.9%を占めている。</p> <p>(略)</p> <p>第2編 災害予防計画</p> <p>第1章 防災後有無施設・設備等の整備</p> <p>(略)</p> <p>第2 消防施設・設備等</p> <p>(略)</p>	全国都道府県市区町村別面積調による修正
26	21	<p>2 市町村は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実を図るとともに、青年層、女性層を始めとした団員の入団促進等消防団の活性化に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>2 市町村は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実を図るとともに、青年層、女性層を始めとした団員の入団促進等に取り組むものとし、地域住民と消防団</p>	防災基本計画の修正に伴う追記

26	33	<p>第3 通信施設・設備等</p> <p>1 災害情報</p> <p>防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため、地域、市町村、県、防災関係機関相互間における情報連絡網の整備を図るとともに、市外通話施設、災害時優先電話、有線放送施設、無線施設、放送施設等を整備するとともに、防災構造化するなどの改善に努める。</p> <p>特に、災害発生時における有効な伝達手段である市町村防災行政無線等の整備を図るとともに、有線系や携帯電話も含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努める。</p> <p>(略)</p>	<p><u>の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努める。</u></p> <p>(略)</p> <p>第3 通信施設・設備等</p> <p>1 災害情報</p> <p>防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため、地域、市町村、県、防災関係機関相互間における情報連絡網の整備を図るとともに、市外通話施設、災害時優先電話、有線放送施設、無線施設、放送施設等を整備するとともに、<u>多重化・耐震化を含め</u>防災構造化するなどの改善に努める。</p> <p>特に、災害発生時における有効な伝達手段である市町村防災行政無線等の整備を図るとともに、有線系や携帯電話、<u>衛星通信の活用</u>も含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う追記</p>
27	26	<p>4 電気通信設備</p> <p>電気通信事業者は、非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策を推進するなど、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組を推進することに努める。</p> <p>(略)</p>	<p>4 電気通信設備</p> <p>電気通信事業者は、非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策を推進するなど、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組を推進することに努める<u>ものとし、特に地方公共団体の庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮する。</u></p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う追記</p>
28	37	<p>第5 救助施設・設備等</p> <p>(略)</p> <p>8 指定避難所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、通信機器等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。さらに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。</p>	<p>第5 救助施設・設備等</p> <p>(略)</p> <p>8 指定避難所における貯水槽、井戸、<u>給水タンク</u>、仮設トイレ、マット、<u>衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等のほか、洋式トイレなど要配慮者にも配慮し、避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。</u>さらに、テレビ、ラジオ</p>	<p>防災基本計画の修正等に伴う追記</p>

		(略)	等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。	
		第2章 防災業務体制の整備	(略)	
		(略)	第2章 防災業務体制の整備	
		第2 情報収集・連絡体制	(略)	
		(略)	第2 情報収集・連絡体制	
31	15	8 災害時に有効な携帯電話、衛星携帯電話、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制を整備する。なお、アマチュア無線については、ボランティアという性格に配慮する。	8 災害時に有効な携帯電話、衛星携帯電話、 <u>公共安全モバイルシステム</u> 、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制を整備する。なお、アマチュア無線については、ボランティアという性格に配慮する。	防災基本計画修正に伴う追記
		9 災害時の情報通信手段の確保のため、その整備・運用・管理等に当たっては、次の点を考慮する。	9 災害時の情報通信手段の確保のため、その整備・運用・管理等に当たっては、次の点を考慮する。	
31	20	(1) 防災行政無線等の無線通信ネットワークの整備・拡充、相互接続等によるネットワーク間の連携の確保	(1) 防災行政無線等の無線通信ネットワークの整備・ <u>多重化・耐震化</u> 、相互接続等によるネットワーク間の連携の確保	防災基本計画修正に伴う追記
		(略)	(略)	
		第3 防止関係機関相互の連携体制	第3 防止関係機関相互の連携体制	
		(略)	(略)	
33	30	13 県及び市町村は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。その際、 <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u> 感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。	13 県及び市町村は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。 <u>また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。</u>	防災基本計画修正に伴う修正
		(略)	(略)	
33	37	15 県及び市町村は、消防の応援について、近隣市町村及び県内市	15 県及び市町村は、 <u>市町村の消防の広域化を推進するなど、消防</u>	防災基本計画修正に

		<p>町村等と締結した協定に基づいて、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊の充実強化を図り、実践的な訓練・研修等を通じて人命救助活動等の支援体制の整備に努める。</p> <p>また、同一の水系を有する上下流の市町村間においては、相互に避難指示等の情報が共有できるよう連絡体制を整備しておく。</p> <p>(略)</p>	<p><u>の対応力の強化を図るよう努めるとともに、</u>消防の応援について、近隣市町村及び県内市町村等と締結した協定に基づいて、消防相互応援体制の整備に努める。<u>また、デジタル技術の活用による情報収集、分析など指揮支援体制の強化や迅速な進出と効果的な活動に向けた体制整備などにより、</u>緊急消防援助隊の充実強化を図り、実践的な訓練・研修等を通じて人命救助活動等の支援体制の整備に努める。</p> <p>また、同一の水系を有する上下流の市町村間においては、相互に避難指示等の情報が共有できるよう連絡体制を整備しておく。</p> <p>(略)</p>	<p>伴う修正</p>
34	10	<p>18 県は、医療の応援について近隣都道府県間における協定の締結を促進するなど医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン、災害派遣医療チーム（DMAT）の充実強化や実践的な訓練・研修等を通じて、ドクターヘリの災害時の運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保の運用体制の構築を図るなど、救急医療活動等の支援体制の整備に努める。</p>	<p>18 県は、医療の応援について近隣都道府県間における協定の締結を促進するなど医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン、災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）、<u>災害派遣精神医療チーム（以下「DPAT」という。）、災害支援ナース</u>の充実強化や実践的な訓練・研修等を通じて、ドクターヘリの災害時の運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保の運用体制の構築を図るなど、救急医療活動等の支援体制の整備に努める。</p>	<p>防災基本計画修正に伴う追記</p>
34	16	<p>19 県は、<u>災害派遣精神医療チーム（DPAT）の整備に努め、国等が実施する研修・訓練に参加し、質の維持及び向上を図る。</u></p> <p>(略)</p> <p>第3章 自然災害予防対策 第1節 治山対策 (略) 3 実施内容</p>	<p>19 県は、<u>日本災害リハビリテーション支援協会（JRAT）、日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）等との連携等に努める。</u></p> <p>(略)</p> <p>第3章 自然災害予防対策 第1節 治山対策 (略) 3 実施内容</p>	<p>防災基本計画修正に伴う修正</p>
37	21	<p>(1) 山地治山事業等</p>	<p>(1) 山地治山事業等</p>	

	<p>荒廃地及び山地災害危険地区等において、治山施設を整備し、山地に起因する災害の未然防止と荒廃地の復旧を図る。</p> <p>特に、山地災害の犠牲となりやすい高齢者、幼児などの要配慮者に関連した病院、老人ホーム、幼稚園等の施設を保全対象に含む箇所を重点的に整備する。</p> <p>また、水源涵養機能や土砂流出防止機能等が低下した保安林において、保育等の森林整備を推進する。</p> <p><u>(2) 水源地域整備事業</u> <u>水源かん養及び水土保全機能の発揮と国土保全のため、治山施設、森林の整備を行う。</u></p> <p><u>(3) 防災林造成事業</u> <u>雪崩、潮風、高潮、強風等による被害を防止するため、森林造成等の防災工事を行う。</u></p> <p><u>(4) 地すべり防止事業</u> 地下水の排除などにより地すべりが発生する要因を除去する抑制工と、直接的に地すべり土塊の動きを止める抑止工を組み合わせ、地すべりの安定を図る。</p> <p><u>(5) 山地災害危険地区調査</u> 山腹崩壊、地すべり等による災害が発生するおそれがある地区を調査し、その実態を把握し、これらの災害の未然防止に努める。</p> <p><u>(6) 山地災害危険地区等の周知</u> <u>山地災害危険地区等の市町村防災計画への掲載、情報の提供及び現地への標示板の設置等について、市町村を指導し、地域住民等への周知を行うとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検等を実施する。</u></p> <p>(略) 第3節 土砂災害防止対策 (略)</p>	<p>荒廃した森林及び山地災害危険地区等において、治山施設を整備し、山地に起因する災害の未然防止と荒廃地の復旧を図る。</p> <p>特に、山地災害の犠牲となりやすい高齢者、幼児などの要配慮者に関連した病院、老人ホーム、幼稚園等の施設を保全対象に含む箇所を重点的に整備する。</p> <p>また、水源涵養機能や土砂流出防止機能等が低下した保安林において、保育等の森林整備を推進する。</p> <p><u>(2) 地すべり防止事業</u> 地下水の排除などにより地すべりが発生する要因を除去する抑制工と、直接的に地すべり土塊の動きを止める抑止工を組み合わせ、地すべりの安定を図る。</p> <p><u>(3) 山地災害危険地区調査等</u> 山腹崩壊、地すべり等による災害が発生するおそれのある地区を調査し、その実態を把握する。</p> <p><u>また、山地災害危険地区等について、市町村防災計画への掲載や広報誌による情報提供等を市町村に要請し、地域住民等への周知に努める。</u></p> <p>(略) 第3節 土砂災害防止対策 (略)</p>	<p>記載内容の整理 (1) (2) (3) の統合</p> <p>番号の繰り上げ</p> <p>番号の繰り上げ 記載内容の整理 (5) (6) の統合</p>
--	--	---	---

42	24	<p>3 実施内容 (略) (5) 盛土による災害の防止対策</p> <p>県及び市町村は、崩落の危険がある盛土を発見した場合は、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。</p> <p>また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市町村において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行う。</p> <p>4 関連調整事項 (略) (2) 岡山県総合土砂災害対策推進連絡会</p>	<p>3 実施内容 (略) (5) 盛土等による災害の防止対策</p> <p><u>県、指定都市及び中核市は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づき既存盛土等に関する調査を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行う。</u></p> <p><u>また、</u>県及び市町村は、崩落の危険がある盛土等^をを発見した場合は、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに<u>監督処分や撤去命令等の行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置</u>を行う。</p> <p><u>さらに、</u>県は、当該盛土等^{について}、対策が完了するまでの間に、市町村において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行う。</p> <p>4 関連調整事項 (略) (2) 岡山県総合土砂災害対策推進連絡会</p>	<p>防災基本計画修正に伴う追記</p>
42	36	<p><u>土砂災害危険箇所</u>の周知、警戒避難体制の整備等総合的な土砂災害対策を効率的に推進するための連絡調整を図る。</p> <p>第4節 河川防災対策 (略)</p> <p>3 実施内容 (1) 被害軽減を図るための措置</p> <p>ア 洪水予報</p>	<p><u>土砂災害警戒区域等</u>の周知、警戒避難体制の整備等総合的な土砂災害対策を効率的に推進するための連絡調整を図る。</p> <p>第4節 河川防災対策 (略)</p> <p>3 実施内容 (1) 被害軽減を図るための措置</p> <p>ア 洪水予報</p>	<p>防災基本計画修正に伴う追記</p>
43	23	<p>中国地方整備局（岡山河川事務所）又は県は、それぞれの洪水予報河川について、洪水のおそれがあると認めるときは、岡山地方気象台と共同して洪水予報を発表する。</p> <p>(略)</p>	<p><u>中国地方整備局（岡山河川事務所）は県の求めに応じ、国が指定した洪水予報河川の水位を予測する過程で取得した予測水位情報を都道府県及び気象庁に提供する。</u></p> <p><u>また、</u>中国地方整備局（岡山河川事務所）又は県は、それぞれの洪水予報河川について、洪水のおそれがあると認めるときは、岡山</p>	<p>防災基本計画修正に伴う追記</p>

		<p>第5節 雨水出水対策 (略)</p> <p>3 実施内容 (略)</p> <p>(2) 雨水出水対策事業の実施</p> <p>浸水被害が発生しやすい地域に、ポンプ場、下水管渠等の新設又は改修を行い、雨水出水により予想される被害を未然に防止する。</p> <p>また、民間の雨水貯留施設等の整備と連携して浸水被害の軽減を推進する。また、民間の雨水貯留施設等の整備と連携して浸水被害の軽減を推進する。</p> <p>(略)</p>	<p>地方气象台と共同して洪水予報を発表する。</p> <p>(略)</p> <p>第5節 雨水出水対策 (略)</p> <p>3 実施内容 (略)</p> <p>(2) 雨水出水対策事業の実施</p> <p>浸水被害が発生しやすい地域に、ポンプ場、下水管渠等の新設又は改修を行い、雨水出水により予想される被害を未然に防止する。</p> <p>また、<u>アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。</u></p> <p><u>さらに、</u>民間の雨水貯留施設等の整備と連携して浸水被害の軽減を推進する。</p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画修正に伴う追記</p>
47	2	<p>第4章 事故災害予防対策</p> <p>第1節 道路災害予防対策 (略)</p> <p>3 実施内容 (1) 道路防災対策 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p> <p>第4節 大規模な火災予防対策 (略)</p> <p>3 実施内容 (略)</p>	<p>第4章 事故災害予防対策</p> <p>第1節 道路災害予防対策 (略)</p> <p>3 実施内容 (1) 道路防災対策 (略)</p> <p><u>エ 渡河部の道路橋や河川に隣接する道路は、流失などの被害の発生により孤立地域が発生する可能性があるため、洗掘防止や橋梁の架け替え等の対策を推進する。</u></p> <p>(略)</p> <p>第4節 大規模な火災予防対策 (略)</p> <p>3 実施内容 (略)</p>	<p>防災基本計画修正に伴う追記</p>

68	2	<p>(4) 消火活動関係 (略)</p> <p>ウ 市町村は、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。 (略)</p> <p>第6章 防災活動の環境整備 (略)</p> <p>第1節 防災訓練 (略)</p> <p>3 実施内容 (1) 基礎防災訓練の実施 (略)</p> <p>サ 避難所開設・運営訓練</p>	<p>(4) 消火活動関係 (略)</p> <p>ウ 市町村は、<u>大規模地震や津波災害など多様な災害にも対応する</u>消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。 (略)</p> <p>第6章 防災活動の環境整備 (略)</p> <p>第1節 防災訓練 (略)</p> <p>3 実施内容 (1) 基礎防災訓練の実施 (略)</p> <p>サ 避難所開設・運営訓練</p>	<p>防災基本計画修正に伴う追記</p>
84	18	<p>県及び市町村は、<u>新型コロナウイルス感染症対策を含む</u>感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。 (略)</p> <p>第2節 防災知識の普及 (略)</p> <p>3 実施内容 (1) 防災教育 (略)</p>	<p>県及び市町村は、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。 (略)</p> <p>第2節 防災知識の普及 (略)</p> <p>3 実施内容 (1) 防災教育 (略)</p>	<p>防災基本計画修正に伴う修正</p>
87	28	<p>(イ)「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油、飼い主による家庭動物（<u>特定動物を除く</u>）への所有明示や同行避難、指定避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策、警報等</p>	<p>(イ)「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油、飼い主による家庭動物への所有明示や同行避難、指定避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策、警報等発表時や緊急安全確</p>	<p>用語の整理</p>

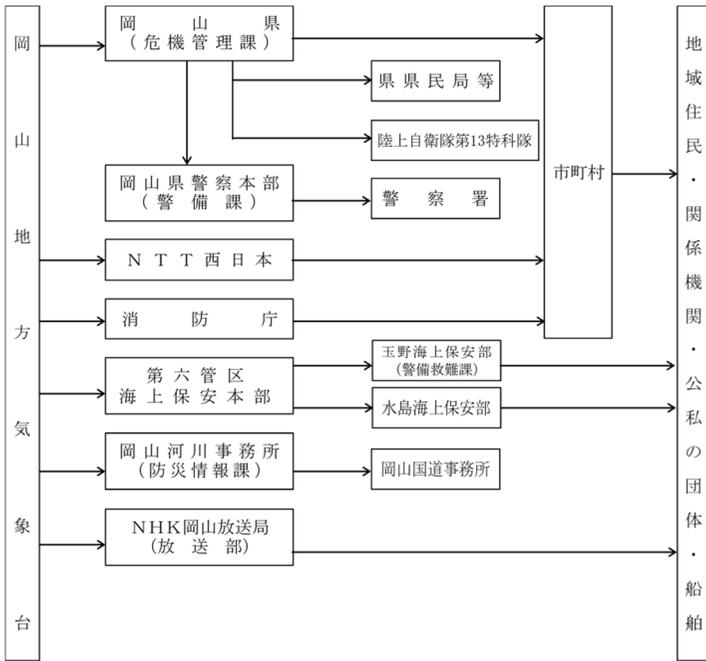
88	<p>4</p> <p>発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の意味やその発令時にとるべき行動、避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅や職場、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認、様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動、指定緊急避難場所や避難所での行動、災害時の家族内の連絡体制をあらかじめ決めておくこと、広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方、家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動等の防災知識の普及を図る。また、地域で取り組むべき対応についても、普及啓発を図る。</p> <p>（ウ）防災知識の普及の際には、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。</p> <p>なお、要配慮者については、民生委員や愛育委員、自主防災組織等の協力を得て、その把握や防災知識の普及に努める。</p> <p>また、防災・減災への取組実施機関と地域包括支援センター・ケアマネジャーが連携し、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進に向けた取組を実施する。</p> <p>（略）</p> <p>第6節 災害教訓の伝承</p> <p>（略）</p> <p>3 実施内容</p>	<p>保、避難指示、高齢者等避難の意味やその発令時にとるべき行動、避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅や職場、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認、様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動、指定緊急避難場所や避難所での行動、災害時の家族内の連絡体制をあらかじめ決めておくこと、広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方、家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動等の防災知識の普及を図る。また、地域で取り組むべき対応についても、普及啓発を図る。</p> <p>（ウ）防災知識の普及の際には、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める <u>ことに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。</u></p> <p>なお、要配慮者については、民生委員や愛育委員、自主防災組織等の協力を得て、その把握や防災知識の普及に努める。</p> <p>また、防災・減災への取組実施機関と地域包括支援センター・ケアマネジャーが連携し、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進に向けた取組を実施する。</p> <p>（略）</p> <p>第6節 災害教訓の伝承</p> <p>（略）</p> <p>3 実施内容</p>	<p>防災基本計画修正に伴う追記</p>
----	--	---	----------------------

98	19	<p>ア 県及び市町村は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化（災害を通じて人間が培ってきた学問、技術、教育等）を風化させないよう確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の情報により公開に努める。また、防災教育等を通じて、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝え、二度と同じことが繰り返されないよう防災意識の向上に努める。</p> <p>(略)</p> <p>第8章 防災対策の整備・促進</p> <p>(略)</p> <p>第2節 緊急物資等の確保計画</p> <p>1 物資の備蓄・調達</p>	<p>ア 県及び市町村は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化（災害を通じて人間が培ってきた学問、技術、教育等）を風化させないよう確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の情報により公開に努める。また、防災教育等を通じて、災害に関する石碑やモニュメント等の<u>自然災害伝承碑</u>が持つ意味を正しく後世に伝え、二度と同じことが繰り返されないよう防災意識の向上に努める。</p> <p>(略)</p> <p>第8章 防災対策の整備・促進</p> <p>(略)</p> <p>第2節 緊急物資等の確保計画</p> <p>1 物資の備蓄・調達</p>	<p>防災基本計画修正に伴う追記</p>
106	4	<p>県及び市町村は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。</p> <p>被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。</p>	<p>県及び市町村は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。<u>特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努める。</u></p> <p>被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するととも</p>	<p>防災基本計画修正に伴う追記</p>

106	16	<p>2 体制の整備</p> <p>県及び市町村は、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のように実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対して配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。また、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。なお、備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備する。</p> <p>県及び市町村は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。</p> <p>なお、県は、大規模・長期間の停電が発生した場合、官公庁、病院等重要施設における非常用発電機への燃料供給を優先的に行うため、あらかじめ給油口の形状や発電持続時間、油種等の情報を収集するなど燃料の優先供給体制の整備を図る。</p> <p>県及び市町村は、状況に応じて人員の派遣等を行いながら、あらかじめ指定された緊急輸送ネットワークの中から、県は広域物資輸送拠点を、市町村は地域内輸送拠点を速やかに開設し、指定避難所までの輸送体制を確保するとともに、その周知徹底を図る。</p> <p>(略)</p>	<p>に、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。</p> <p>2 体制の整備</p> <p>県及び市町村は、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のように実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対して配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。また、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。なお、備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備する。</p> <p>県及び市町村は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。</p> <p>なお、県は、大規模・長期間の停電が発生した場合、官公庁、病院等重要施設における非常用発電機への燃料供給を優先的に行うため、あらかじめ給油口の形状や発電持続時間、油種等の情報を収集するなど燃料の優先供給体制の整備を図る。</p> <p>県及び市町村は、状況に応じて人員の派遣等を行いながら、あらかじめ指定された緊急輸送ネットワークの中から、県は広域物資輸送拠点を、市町村は地域内輸送拠点を速やかに開設し、指定避難所までの輸送体制を確保するとともに、その周知徹底を図る。</p> <p>県及び市町村は、広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の効率的な</p>	<p>防災基本計画修正に伴う修正</p> <p>防災基本計画修正に</p>
-----	----	--	---	---------------------------------------

110	1	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第1章 防災組織・防災体制</p> <p>(略)</p> <p>1 県の防災組織と防災体制</p> <p>(略)</p> <p>(6) 感染症対策を踏まえた災害対策本部機能の分散化</p> <p><u>新型コロナウイルス感染症等</u>の流行時には、災害対策本部機能を分散化しながら、情報共有体制を整備するなど、感染症<u>対策</u>を踏まえた対応を行う。</p> <p>(略)</p> <p>第2章 防災活動</p> <p>(略)</p> <p>第3 情報の収集・伝達</p> <p>(略)</p> <p>4 情報の収集・伝達系統</p> <p>(略)</p> <p>(3) 気象注意報・警報等の伝達</p> <p>(略)</p>	<p><u>運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努める。</u></p> <p>(略)</p> <p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第1章 防災組織・防災体制</p> <p>(略)</p> <p>1 県の防災組織と防災体制</p> <p>(略)</p> <p>(6) 感染症対策を踏まえた災害対策本部機能の分散化</p> <p>感染症の流行時には、災害対策本部機能を分散化しながら、情報共有体制を整備するなど、<u>新型コロナウイルス感染症流行時の経験</u>も踏まえた対応を行う。</p> <p>(略)</p> <p>第2章 防災活動</p> <p>(略)</p> <p>第3 情報の収集・伝達</p> <p>(略)</p> <p>4 情報の収集・伝達系統</p> <p>(略)</p> <p>(3) 気象注意報・警報等の伝達</p> <p>(略)</p>	<p>伴う修正</p> <p>防災基本計画修正に伴う修正</p>
-----	---	--	--	----------------------------------

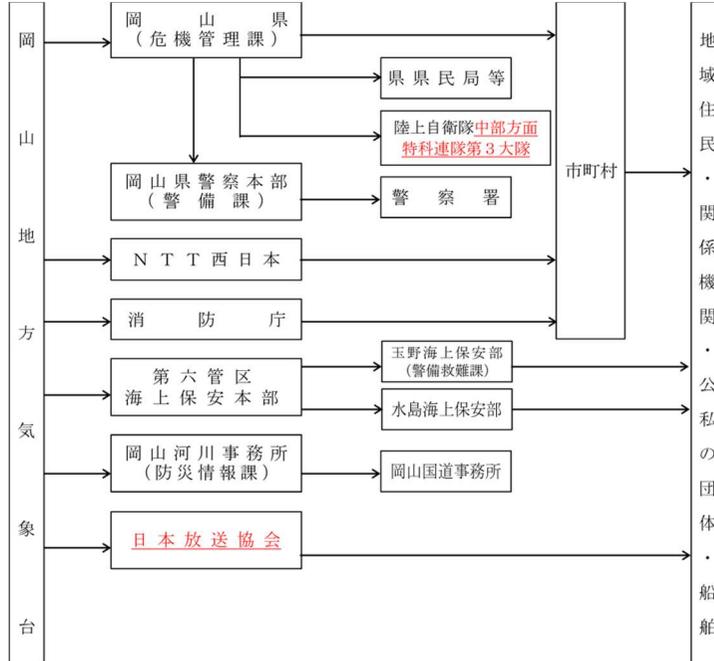
(ア) 気象注意報・警報等の伝達系統



26 4 陸上自衛隊第 13 特科隊へは、警報及び警報の解除（大雪警報及び波浪警報を除く。）のみを伝達する。

28 5 NHK岡山放送局へは、夜間等の代行によりNHK広島放送局へ伝達する場合があります。

(ア) 気象注意報・警報等の伝達系統



4 陸上自衛隊中部方面特科連隊第 3 大隊へは、警報及び警報の解除（大雪警報及び波浪警報を除く。）のみを伝達する。

(削除)

組織体制見直しに伴う修正

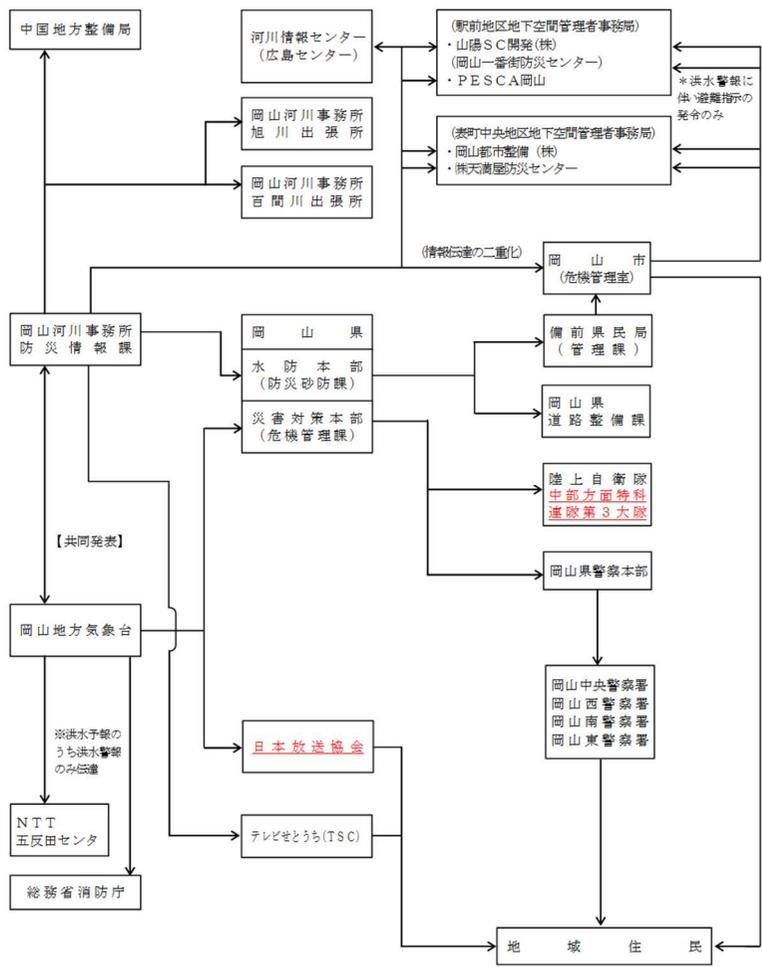
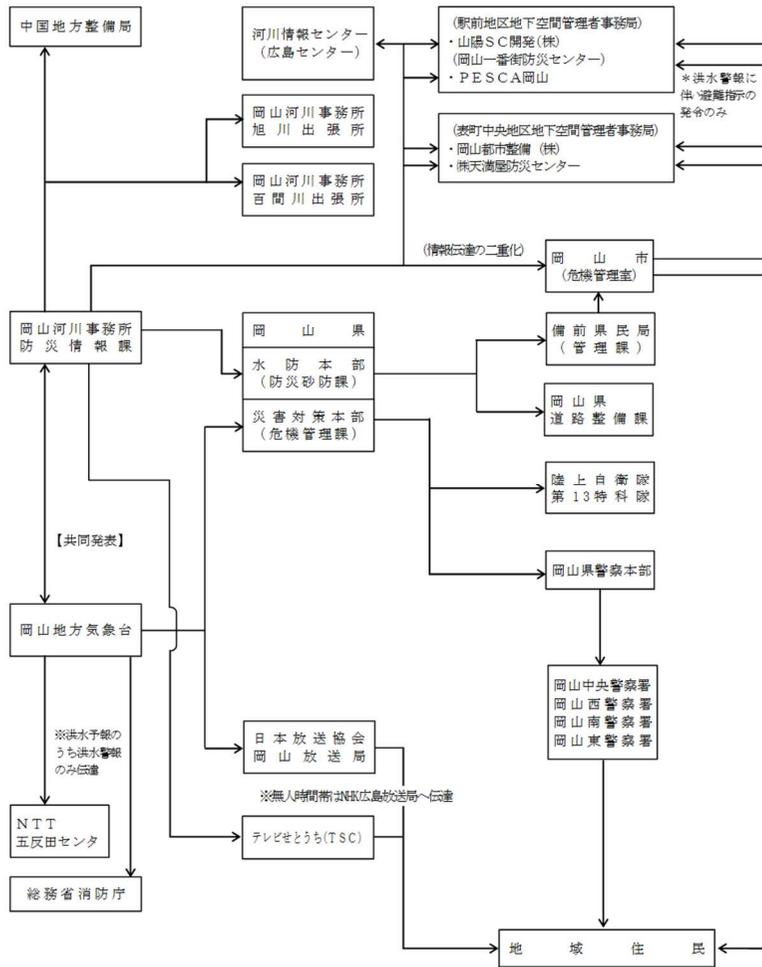
表現の訂正

組織体制見直しに伴う修正

伝達方法及び記載方法の変更

図 a 旭川及び百間川洪水予報伝達系統

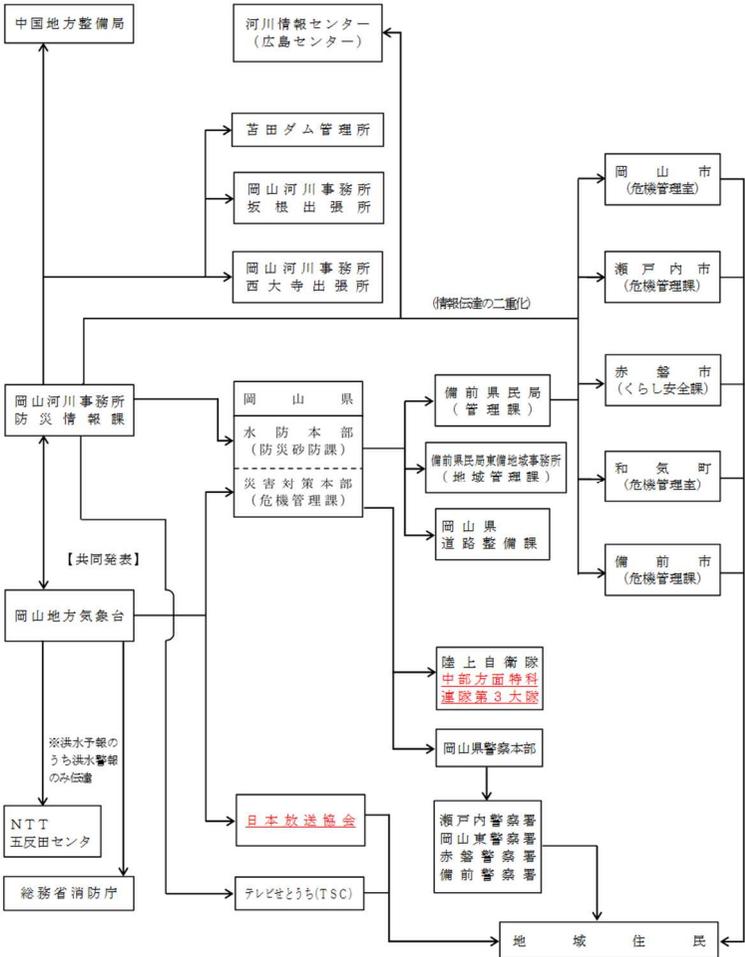
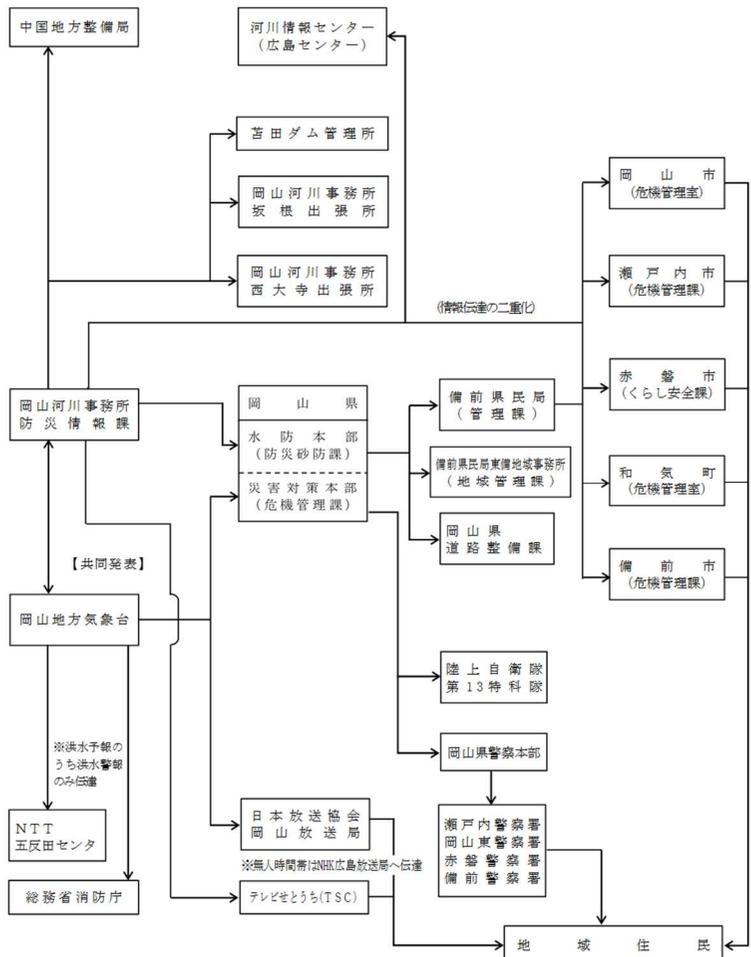
(イ) 河川洪水予報の伝達系統



組織体制見直しに伴う修正

表現の訂正

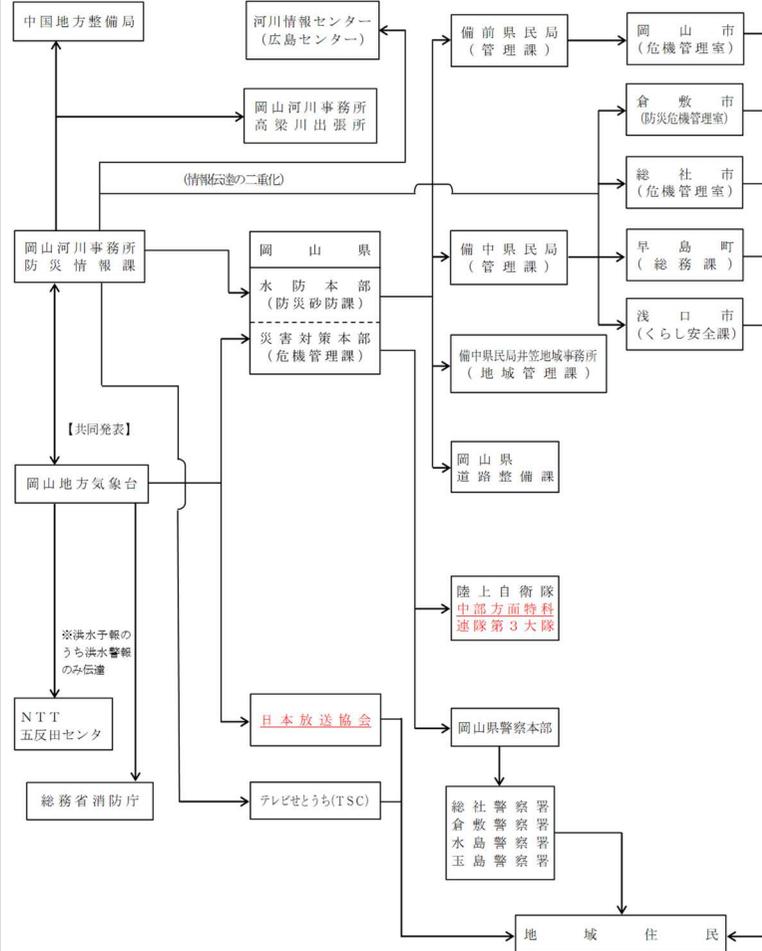
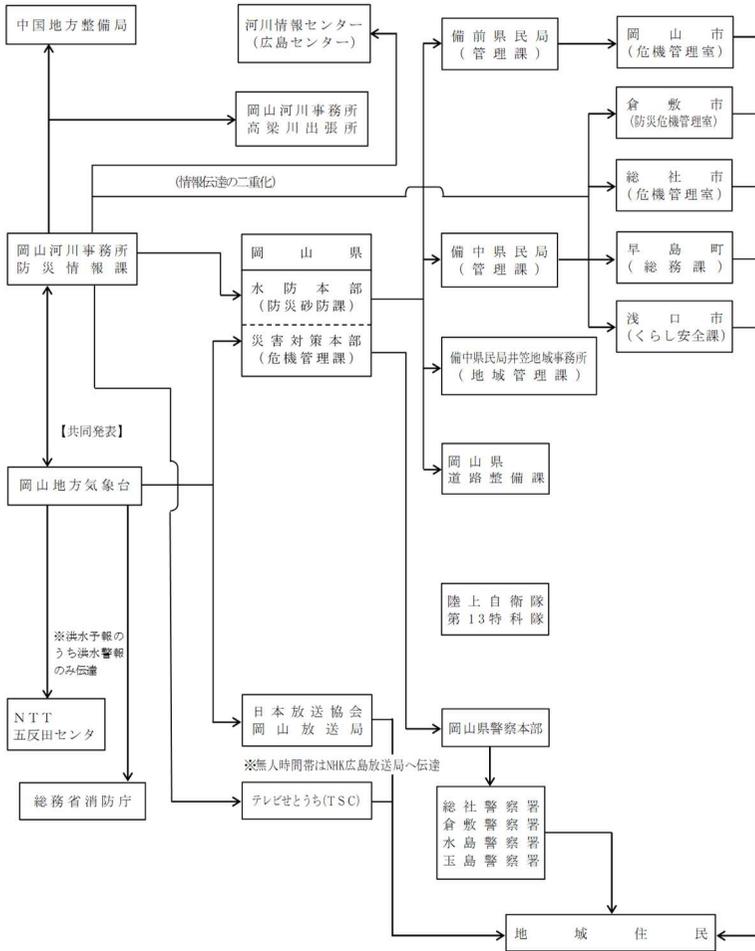
図 b 吉井川及び金剛川洪水予報伝達系統



組織体制見直しに伴う修正

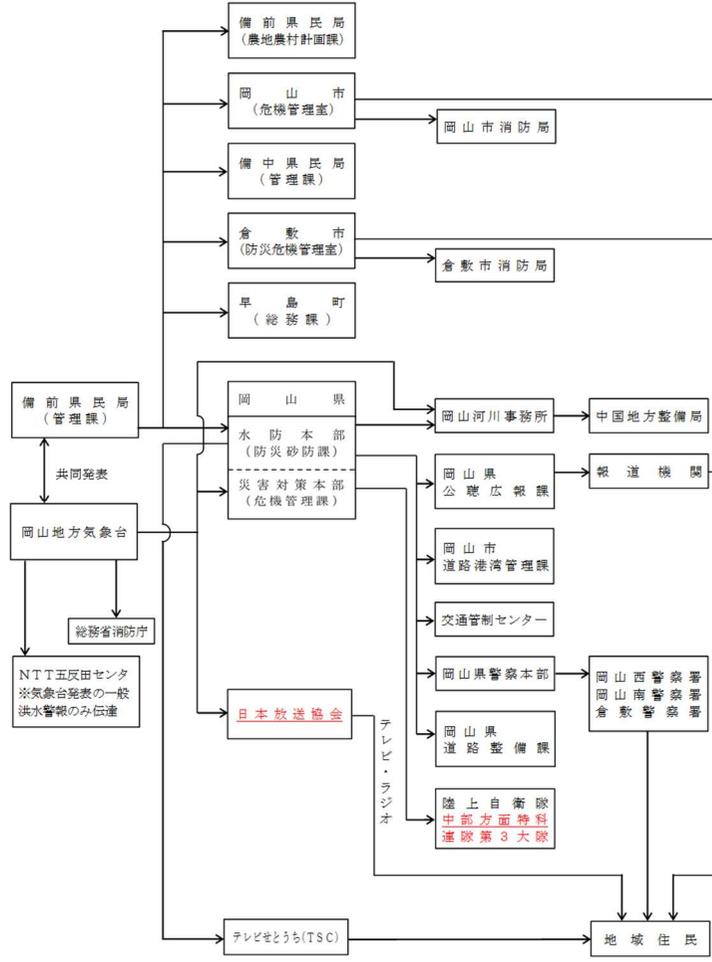
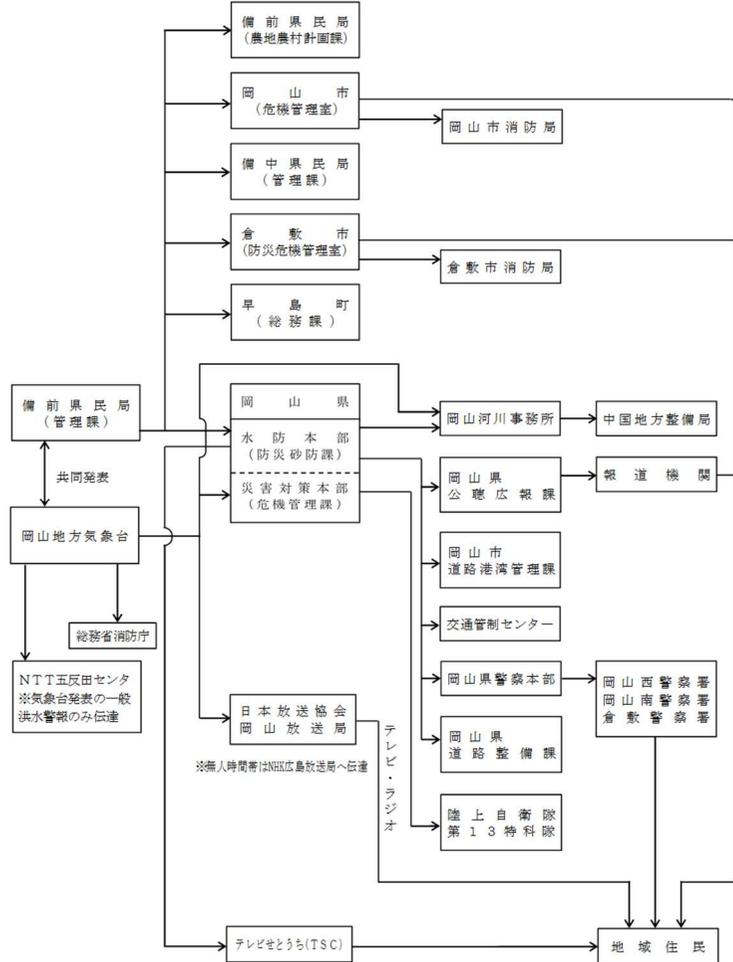
表現の訂正

図 c 高梁川及び小田川洪水予報伝達系統



組織体制見直しに伴う修正
表現の訂正

図 d 笹ヶ瀬川及び足守川洪水予報伝達系統



表現の訂正

組織体制見直しに伴う修正

133	図	<p>(ウ) 土砂災害警戒情報の伝達系統 図中 同上</p>		<p>組織体制見直しに伴う修正</p> <p>表現の訂正</p>
10		<p><u>(注) NHK岡山放送局へは、夜間等の代行によりNHK広島放送局へ伝達する場合があります。</u></p>	<p>(削除)</p>	
		<p>(エ) 水防警報等の伝達系統</p>		
133	図	<p>a 国土交通大臣の発する水防警報 図中 陸上自衛隊第13特科隊</p>	<p>図中 陸上自衛隊<u>中部方面特科連隊第3大隊</u></p>	<p>組織体制見直しに伴う修正</p>
134	図	<p>b 知事の発する水防警報 図中 同上</p>	<p>図中 <u>同上</u></p>	
135	図	<p>d 知事の発する推移情報の通知および周知 (氾濫危険水位)</p> <p>図中 同上</p>	<p>図中 <u>同上</u></p>	
162	18	<p>(4) 重要な災害情報伝達 (略)</p> <p>(注) 記入要領 表中 その他 漁港</p> <p>漁港漁場整備法 (昭和25年法律第137号) 第3条第1号に規定する外郭施設、係留施設、水域施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設とする。</p> <p>(略)</p> <p>表中 被害額 公共土木施設</p> <p>公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 (昭和26年法律第97号)</p>	<p>(4) 重要な災害情報伝達 (略)</p> <p>(注) 記入要領 表中 その他 漁港</p> <p><u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u> (昭和25年法律第137号) 第3条第1号に規定する外郭施設、係留施設、水域施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設とする。</p> <p>(略)</p> <p>表中 被害額 公共土木施設</p> <p>公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 (昭和26年法律第97号)</p>	<p>漁港及び漁場の整備等に関する法律の改正による</p> <p>(令和6年4月1日施行)</p> <p>公共土木施設災害復</p>

171	図	<p>による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾、漁港、下水道及び都市公園等とする。</p> <p>(略)</p> <p>イ 岡山県災害対策本部の設置又は廃止の通知 図中 陸上自衛隊第13特科隊</p> <p>(5) 事故災害に関する情報の収集及び伝達の系統</p>	<p>による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾、漁港、<u>水道</u>、下水道及び都市公園等とする。</p> <p>(略)</p> <p>図中 陸上自衛隊<u>中部方面特科連隊第3大隊</u></p>	<p>旧事業費国庫負担法の改正による (令和6年4月1日施行)</p> <p>組織体制見直しに伴う修正</p>
172	図	ア 陸上の災害 図中 同上	図中 <u>同上</u>	
173	図	イ 海上の災害 図中 同上	図中 <u>同上</u>	
174	図	ウ 航空機災害の場合 図中 同上	図中 <u>同上</u>	
		<p>(略)</p> <p>第4章 罹災者の救助保護</p> <p>(略)</p> <p>第2節 避難の指示等及び避難所の設置</p> <p>1 方針</p> <p>災害により危険が急迫し、地域住民の生命、身体の保護が必要と認められるときは、防災の第一次的責任者である市町村長を中心として相互に連携をとり、地域住民に対し、避難のための立退きを指示して、安全な場所へ避難させることが必要であるとともに、風水害による被害を軽減するためには、近年の気象・水象予測精度の高度化を踏まえ、事前に住民の避難誘導を行うなどの種々の措置を的確に行うことが重要である。特に、高齢者等避難の発令により、高齢者や障害のある人等避難行動に時間を要する避難行動要支援者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかけるなど、市町村があらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支援を行うことが重要であるため、それらを踏まえた避難の方法及び指定避難所の設置について</p>	<p>(略)</p> <p>第4章 罹災者の救助保護</p> <p>(略)</p> <p>第2節 避難の指示等及び避難所の設置</p> <p>1 方針</p> <p>災害により危険が急迫し、地域住民の生命、身体の保護が必要と認められるときは、防災の第一次的責任者である市町村長を中心として相互に連携をとり、地域住民に対し、避難のための立退きを指示して、安全な場所へ避難させることが必要であるとともに、風水害による被害を軽減するためには、近年の気象・水象予測精度の高度化を踏まえ、事前に住民の避難誘導を行うなどの種々の措置を的確に行うことが重要である。特に、高齢者等避難の発令により、高齢者や障害のある人等避難行動に時間を要する避難行動要支援者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかけるなど、市町村があらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支援を行うことが重要であるため、それらを踏まえた避難の方法及び指定避難所の設置について</p>	

183	15	<p>て定める。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u> 感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。</p> <p>(略)</p> <p>3 実施内容</p> <p>(略)</p> <p>(5) 避難誘導及び移送</p> <p>(略)</p> <p>ウ 避難の受入れ及び情報提供</p> <p>(略)</p>	<p>て定める。</p> <p>新型コロナウイルス感染症 <u>流行時の経験も</u> 踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。</p> <p>(略)</p> <p>3 実施内容</p> <p>(略)</p> <p>(5) 避難誘導及び移送</p> <p>(略)</p> <p>ウ 避難の受入れ及び情報提供</p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画修正に伴う修正</p>
189	6	<p>県及び保健所設置市は、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u> 感染症の自宅療養者等の被災に備えて、<u>平常時</u> から、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。また、市町村は、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u> 感染症の濃厚接触者を個室や避難所で専用の避難スペースに避難誘導する。</p> <p>(略)</p> <p>エ 移送</p> <p>指定緊急避難場所に誘導する場合は、万一の安全を考え、その地域の実情に応じ、2以上の避難路を選定しておき、安全度及び道路の状況を適宜判断して安全な経路を誘導する。指定避難所が危険等で不適當となった場合は別の指定避難所に移送する。</p> <p>県は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請</p>	<p>県及び保健所設置市は、<u>新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む。）発生時における</u> 感染症の自宅療養者等の被災に備えて、<u>災害発生前</u> から、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。また、市町村は、感染症の濃厚接触者を個室や避難所で専用の避難スペースに避難誘導する。</p> <p>(略)</p> <p>エ 移送</p> <p>指定緊急避難場所に誘導する場合は、万一の安全を考え、その地域の実情に応じ、2以上の避難路を選定しておき、安全度及び道路の状況を適宜判断して安全な経路を誘導する。指定避難所が危険等で不適當となった場合は別の指定避難所に移送する。</p> <p>県は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請</p>	<p>防災基本計画修正に伴う修正</p>

190	11	<p>する。運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに上述の要請に応じないときは、被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示する。</p> <p>なお、<u>交通孤立地区等が生じた場合</u>、ヘリコプター、船舶による避難についても検討し、平常時にはヘリコプター離着陸適地のリストアップを実施しておくなどし、災害時には、必要に応じて、ヘリコプター等による移送を実施する。</p> <p>(6) 指定避難所の設置 ア 指定避難所等の指定</p>	<p>する。運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに上述の要請に応じないときは、被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示する。</p> <p>なお、ヘリコプター、船舶による避難についても検討し、平常時<u>から</u>、ヘリコプター離着陸適地のリストアップを実施しておくなどし、災害時、<u>緊急輸送手段としてその活用が有効と考えられる場合には</u>、ヘリコプター等による移送を実施する。</p> <p>(6) 指定避難所の設置 ア 指定避難所等の指定</p>	<p>防災基本計画修正に伴う修正</p>
190	16	<p>市町村は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、ハザードマップや広報紙等を通じ、また、所要の箇所に表示板を設置する等により、住民への周知徹底を図る。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>市町村は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数、<u>家庭動物の受入れ方法</u>等について、ハザードマップや広報紙等を通じ、また、所要の箇所に表示板を設置する等により、住民への周知徹底を図る。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画修正に伴う修正</p>
191	14	<p>指定避難所に指定された施設の管理者は、良好な環境を確保するために、換気、照明等の施設の整備に努める。県及び市町村は、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。</p>	<p>指定避難所に指定された施設の管理者は、良好な環境を確保するために、<u>あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。また、必要に応じ</u>、換気、照明等の施設の整備に努める。県及び市町村は、感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研</p>	<p>防災基本計画修正に伴う修正</p>

	<p>(略)</p> <p>イ 指定避難所の施設設備の整備</p> <p>192 1 市町村は、指定避難所において貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ、シャワー等の入浴設備など、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。</p> <p>192 7 市町村は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、体温計、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮する。指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進める。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。</p> <p>また、授乳室や男女別の物干し場、更衣室の設置に当たり、異性の目線やプライバシー、子育て家庭のニーズに配慮した設備の整備や要配慮者に配慮したスロープ等の施設の整備、必要に応じて被災者が飼養する<u>犬・猫等の家庭動物（特定動物を除く）（以下「被災ペット」という。）</u>のためのスペースの確保に努める。</p> <p>(略)</p> <p>(7) 指定避難所の運営管理</p>	<p>修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。</p> <p>(略)</p> <p>イ 指定避難所の施設設備の整備</p> <p>市町村は、指定避難所において貯水槽、井戸、<u>給水タンク</u>、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・<u>衛星通信を活用したインターネット機器</u>等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ、シャワー等の入浴設備など、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。</p> <p>市町村は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、体温計、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮する。指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進める。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。</p> <p>また、授乳室や男女別の物干し場、更衣室の設置に当たり、異性の目線やプライバシー、子育て家庭のニーズに配慮した設備の整備や要配慮者に配慮したスロープ等の施設の整備、必要に応じて被災者が飼養する家庭動物のためのスペースの確保に努める。</p> <p>(略)</p> <p>(7) 指定避難所等の運営管理</p>	<p>防災基本計画修正に伴う追記</p> <p>防災基本計画修正に伴う修正</p> <p>用語の整理</p> <p>防災基本計画修正に</p>
--	---	---	---

194	34	<p>(略)</p> <p>ク 指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等に対応し、プライバシーの確保状況、<u>段ボールベッド、パーティション等の活用状況</u>、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。</p> <p>市町村及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。</p>	<p>(略)</p> <p>ク 指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努める。そのため、<u>避難所開設当初から状況に応じて、パーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努める。併せて、</u>食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等に対応し、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、<u>栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、</u>必要な措置を講じるよう努める。</p> <p>市町村及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。</p>	<p>伴う修正 防災基本計画修正に伴う修正</p>
195	4	<p>(新設)</p> <p>ケ 市町村は、必要に応じ、指定避難所における<u>被災ペット</u>のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。</p>	<p><u>ケ 市町村は、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。</u></p> <p>コ 市町村は、必要に応じ、<u>被災者支援の観点から</u>指定避難所における<u>家庭動物</u>のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。</p>	<p>防災基本計画修正に伴う追記</p>
195	7	<p>コ (略)</p> <p>サ (略)</p> <p>シ (略)</p> <p>ス (略)</p>	<p><u>コ</u> (略)</p> <p><u>シ</u> (略)</p> <p><u>ス</u> (略)</p> <p><u>セ</u> (略)</p>	<p>記号の繰り下げ 防災基本計画修正に伴う修正 用語の整理 記号の繰り下げ</p>

195	40	セ (略)	<u>ソ</u> (略)	記号の繰り下げ 防災基本計画修正に伴う修正
		ソ (略)	<u>タ</u> (略)	
196	3	タ (略)	<u>チ</u> (略)	記号の繰り下げ 防災基本計画修正に伴う修正
		チ 市町村は、指定避難所における <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u> 感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。	<u>ツ</u> 市町村は、指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。	
196	8	ツ 県及び市町村は、被災地において <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u> 感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有する。	<u>テ</u> 県及び市町村は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有する。	防災基本計画修正に伴う追記
		(新設)	<u>ト 県及び市町村は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努める。</u>	
		(新設)	<u>ナ 県及び市町村は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。</u>	
		(新設)	<u>ニ 県及び市町村は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとする。また、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供する。</u>	
		(新設)	<u>ヌ 県及び市町村は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支</u>	防災基本計画修正に伴う追記

		<p>(新設)</p> <p>(略)</p> <p>第3節 救助</p> <p>1 方針</p> <p>災害により生命、身体が危険となった者を緊急に救助し、負傷者については、医療機関に収容する必要があるので、その方法等について定める。</p> <p>なお、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。</p> <p>災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策のため、職員の健康管理や<u>マスク着用</u>等を徹底する。</p> <p>(略)</p> <p>第5節 飲料水の供給</p> <p>(略)</p> <p>2 実施責任者等</p> <p>(略)</p> <p>イ 主な関係機関</p> <p><u>厚生労働省（水道課）</u></p>	<p><u>援方策を検討するよう努める。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。</u></p> <p><u>ネ 県及び市町村は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、当該スペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとする。また、被災者支援に係る情報を当該スペースの避難者に対しても提供する。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努める。</u></p> <p>(略)</p> <p>第3節 救助</p> <p>1 方針</p> <p>災害により生命、身体が危険となった者を緊急に救助し、負傷者については、医療機関に収容する必要があるので、その方法等について定める。</p> <p>なお、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。</p> <p>災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、感染症対策のため、職員の健康管理等を徹底する。</p> <p>(略)</p> <p>第5節 飲料水の供給</p> <p>(略)</p> <p>2 実施責任者</p> <p>(略)</p> <p>イ 主な関係機関</p> <p>国土交通省（<u>地域河川課</u>、<u>岡山河川事務所</u>）</p>	<p>防災基本計画修正に伴う追記</p> <p>防災基本計画修正に伴う修正</p>
198	4			
203	15			組織体制見直しに伴

		<p>国土交通省（岡山河川事務所） 県（保健医療部、子ども・福祉部） （略） 第7節 医療・助産 1 方針 災害により医療、助産等の機関の機能が停止し、被災地の住民が医療又は助産の途を失った場合は、応急的に医療を施し、また、助産に関する処置を確保し、その保護を図る必要があるので、その方法について定める。</p>	<p>県（保健医療部、子ども・福祉部） （略） 第7節 医療・助産 1 方針 災害により医療、助産等の機関の機能が停止し、被災地の住民が医療又は助産の途を失った場合は、応急的に医療を施し、また、助産に関する処置を確保し、その保護を図る必要があるので、その方法について定める。</p>	<p>う修正</p>
206	7	<p>また、県医師会において、災害医療チーム体制の構築、災害時の医療供給の拠点である災害拠点病院において、被災した地域の医療供給が継続できる体制の整備、災害拠点病院等において、災害急性期の迅速な医療救護活動に従事する<u>災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）</u>及び<u>災害派遣精神医療チーム（以下「DPAT」という。）</u>の派遣体制の整備を行う。 （略） 3 実施内容 (1) 医療 ア 県は、災害対策本部が設置され、医療救護活動を開始する必要があるときに、同本部の下に県災害保健医療福祉調整本部を設置し、災害医療に関する調整を行う。 また、必要があると認めるときは、県災害保健医療福祉調整本部の下に地域災害保健医療福祉調整本部を設置し、管内の災害医療に関する調整を行う。</p>	<p>また、県医師会において、災害医療チーム体制の構築、災害時の医療供給の拠点である災害拠点病院において、被災した地域の医療供給が継続できる体制の整備、災害拠点病院等において、災害急性期の迅速な医療救護活動に従事するDMAT、DPAT及び災害支援ナースの派遣体制の整備を行う。 （略） 3 実施内容 (1) 医療 ア 県は、災害対策本部が設置され、医療救護活動を開始する必要があるときに、同本部の下に県災害保健医療福祉調整本部を設置し、災害医療に関する調整を行う。 また、必要があると認めるときは、県災害保健医療福祉調整本部の下に地域災害保健医療福祉調整本部を設置し、管内の災害医療に関する調整を行う。</p>	<p>防災基本計画修正に伴う修正 記載内容の整理 34 項で定義づけを行ったため削除</p>
206	30	<p>さらに、災害急性期にDMATの<u>出動を要請した場合</u>及びDPATの<u>受入れ・派遣を決定した</u>場合等において、県災害保健医療福祉調整本部の下に、DMAT県調整本部及びDPAT県調整本部を必要に応じて設置し、DMAT及びDPAT活動の調整を行う。</p>	<p>さらに、災害急性期にDMAT及びDPATの<u>出動要請が見込まれる</u>場合等において<u>は</u>、県災害保健医療福祉調整本部の下に、DMAT県調整本部及びDPAT県調整本部を必要に応じて設置し、DMAT及びDPAT活動の調整を行う。</p>	<p>出動要請の可否を含めて調整本部が活動調整を行うため、実情に合わせて修正</p>

206	34	<p>県は、DMATによる活動と並行して、また、DMAT活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本災害歯科支援チーム（JDAT）、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所等、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図り、その調整に当たり、災害医療コーディネーターは、県に対して適宜助言及び支援を行う。</p> <p>また、県は、DMAT等及びドクターヘリに関する派遣の調整等により、医療活動の総合調整を行う。その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県に対して適宜助言及び支援を行う。なお、県は、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>第9節 防疫・保健衛生</p> <p>(略)</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 防疫</p> <p>(略)</p> <p>ウ 仮設トイレの設置</p>	<p>県は、DMATによる活動と並行して、また、DMAT活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本災害歯科支援チーム（JDAT）、日本薬剤師会、日本看護協会、<u>日本災害リハビリテーション支援協会（JRA T）、日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）、</u>民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所等、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図り、その調整に当たり、災害医療コーディネーターは、県に対して適宜助言及び支援を行う。</p> <p>また、県は、DMAT等及びドクターヘリに関する派遣の調整等により、医療活動の総合調整を行う。その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県に対して適宜助言及び支援を行う。なお、県は、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>第9節 防疫・保健衛生</p> <p>(略)</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 防疫</p> <p>(略)</p> <p>ウ 仮設トイレの設置</p>	<p>防災基本計画修正に伴う修正</p>
211	24	<p>市 町村は、指定避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、リース業者等の協力を得て仮設トイレを早期に設置する。</p> <p>(略)</p>	<p>市町村は、指定避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、リース業者等の協力による仮設トイレや<u>マンホールトイレ</u>の早期設置や、<u>より快適な簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等の設置に努める。</u></p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画修正に伴う追記</p>

212	2	ケ 動物の管理	ケ 動物の管理	
		<p><u>被災ペット</u>の保護収容、特定動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講じる。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 要配慮者への配慮</p> <p>要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ、福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を、福祉事業者やNPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に実施する。</p>	<p><u>家庭動物</u>の保護収容や<u>飼い主等からの一時預かり要望への相談対応</u>、特定動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、<u>獣医師会等と連携し</u>必要な措置を講じる。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 要配慮者への配慮</p> <p>要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ、福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を、福祉事業者やNPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に実施する。</p>	<p>用語の整理</p> <p>防災基本計画修正に伴う追記</p>
	18	<p>県は、避難所の高齢者、障害者等の生活機能の低下の防止等のため、必要に応じて、災害派遣福祉チーム（DWA T）を避難所へ派遣する。</p> <p>(略)</p>	<p>県は、避難所の高齢者、障害者等の生活機能の低下の防止等のため、必要に応じて、災害派遣福祉チーム（DWA T）<u>や災害支援ナース</u>を避難所へ派遣する。</p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画修正に伴う追記</p>
		4 応援協力関係	4 応援協力関係	
		(略)	(略)	
213	2	(新設)	<p><u>(6) 県及び市町村は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣を迅速に要請する。</u></p>	
213	3	(6) (略)	<u>(7)</u> (略)	
		(7) (略)	<u>(8)</u> (略)	
		(略)	(略)	
		第11節 住宅の供与・応急修理及び障害物の除去	第11節 住宅の供与・応急修理及び障害物の除去	
		(略)	(略)	
		3 実施内容	3 実施内容	
		(1) 応急仮設住宅の供与	(1) 応急仮設住宅の供与	
		ア 建設による供与	ア 建設による供与	番号の繰り下げ

216	32	<p>(略)</p> <p>(イ) 既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮する。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 応急仮設住宅の運営管理</p> <p>市町村は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物 <u>(特定動物は除く)</u> の受入れに配慮する。</p> <p>(略)</p> <p>第7章 輸送</p> <p>(略)</p> <p>3 実施内容</p> <p>(略)</p> <p>(2) 緊急通行車両の確認</p>	<p>(略)</p> <p>(イ) 既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援<u>やブ</u> <u>ルーシートの展張等を含む</u>応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮する。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 応急仮設住宅の運営管理</p> <p>市町村は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。</p> <p>(略)</p> <p>第7章 輸送</p> <p>(略)</p> <p>3 実施内容</p> <p>(略)</p> <p>(2) 緊急通行車両の確認</p>	<p>防災基本計画修正に伴う修正</p>
226	11	<p>災害応急対策を実施する機関は、緊急通行車両以外の車両の規制が行われている場合で、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため緊急の必要があるときは、県（危機管理課、県民局）又は県公安委員会（県警察本部交通規制課、高速道路交通警察隊、警察署、交通検問所（臨時を含む。））に申し出て、緊急通行車両であることの確</p>	<p>災害応急対策を実施する機関は、緊急通行車両以外の車両の規制が行われている場合で、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため緊急の必要があるときは、県（危機管理課、県民局）又は県公安委員会（県警察本部交通規制課、高速道路交通警察隊、警察署、交通検問所（臨時を含む。））に申し出て、緊急通行車両であることの確</p>	<p>用語の整理</p> <p>防災基本計画修正に伴う修正</p>

240	19	<p>認（標章及び証明書の交付）を受ける。 （略）</p> <p>第12章 雪害対策 （略）</p> <p>3 実施内容 （1）雪崩災害の防止活動</p> <p>ア 市町村は、家屋倒壊による被害を防止するため、住民に対し、屋根の雪下ろしを督促する。また、県及び市町村は、雪下ろし中の転落事故や屋根雪の落下等による人身事故を防止するように呼びかけるとともに、道路や屋根雪等の除排雪中の事故の発生を防止する等のための克雪に関する技術の開発及び普及を図るよう、適切な配慮をする。 （略）</p> <p>第13章 事故災害応急対策 （略）</p> <p>第3節 海上災害対策 （略）</p>	<p>認（標章及び証明書の交付）を<u>あらかじめ受けることができること</u> <u>について、周知及び普及を図る。</u></p> <p>（略）</p> <p>第12章 雪害対策 （略）</p> <p>3 実施内容 （1）雪崩災害の防止活動</p> <p>ア 市町村は、家屋倒壊による被害を防止するため、住民に対し、屋根の雪下ろしを督促する。また、県及び市町村は、雪下ろし中の転落事故や屋根雪の落下等による人身事故を防止するように呼びかけるとともに、<u>命綱固定アンカーの設置など</u>、道路や屋根雪等の除排雪中の事故の発生を防止する等のための克雪に関する技術の<u>開発・普及の促進</u>を図るよう、適切な配慮をする。 （略）</p> <p>第13章 事故災害応急対策 （略）</p> <p>第3節 海上災害対策 （略）</p>	<p>防災基本計画修正に伴う修正</p>
247	㊦	<p>（1）情報収集、伝達系統 ㊦中 陸上自衛隊第13特科隊 （略）</p> <p>第4節 航空機事故災害対策 （略）</p>	<p>㊦中 陸上自衛隊<u>中部方面特科連隊第3大隊</u> （略）</p> <p>第4節 航空機事故災害対策 （略）</p>	<p>組織体制見直しに伴う修正</p>
256	㊦	<p>3 通報連絡 ㊦中 陸上自衛隊第13特科隊 （略）</p> <p>第16章 広域応援・雇用 （略）</p> <p>3 実施内容</p>	<p>㊦中 陸上自衛隊<u>中部方面特科連隊第3大隊</u> （略）</p> <p>第16章 広域応援・雇用 （略）</p> <p>3 実施内容</p>	<p>組織体制見直しに伴う修正</p>

287	<p>35</p> <p>(1) 他の都道府県または市町村に対する応援要請 (略)</p> <p>イ 県は、大規模災害が発生し、他の都道府県等との協定による応援職員の派遣だけでは被災者の救助等の災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であると見込まれる場合は、「応急対策職員派遣制度」により、全国の地方公共団体から応援を受け入れるため、中四国ブロックの幹事県に対し、応援を要請する。</p> <p>なお、県は全国知事会や国（総務省）と連携し、「応急対策職員派遣制度」による全国の地方公共団体による県内被災市町村への応援の円滑な実施に努める。</p> <p>県の職員は、被災市町村に赴いた際には、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて、被災市町村から積極的に人的支援ニーズを把握し、関係省庁及び県との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努める。</p> <p>県及び市町村は、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理や<u>マスク着用</u>等を徹底する。また、県及び市町村は、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。</p> <p>また、県及び県内市町村は、「応急対策職員派遣制度」による岡山県以外の地方公共団体への応援が円滑に実施できるよう、災害対応業務の内容に応じ派遣する職員のリスト化や業務に必要な資材の準備など、支援体制の整備を図る。</p> <p>(略)</p> <p>第4編 災害復旧・復興計画 (略)</p> <p>第1節 地域の復旧・復興の企保運方向の決定</p>	<p>(1) 他の都道府県または市町村に対する応援要請 (略)</p> <p>イ 県は、大規模災害が発生し、他の都道府県等との協定による応援職員の派遣だけでは被災者の救助等の災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であると見込まれる場合は、「応急対策職員派遣制度」により、全国の地方公共団体から応援を受け入れるため、中四国ブロックの幹事県に対し、応援を要請する。</p> <p>なお、県は全国知事会や国（総務省）と連携し、「応急対策職員派遣制度」による全国の地方公共団体による県内被災市町村への応援の円滑な実施に努める。</p> <p>県の職員は、被災市町村に赴いた際には、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて、被災市町村から積極的に人的支援ニーズを把握し、関係省庁及び県との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努める。</p> <p>県及び市町村は、感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理等を徹底する。また、県及び市町村は、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。<u>さらに、応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮する。</u></p> <p>また、県及び県内市町村は、「応急対策職員派遣制度」による岡山県以外の地方公共団体への応援が円滑に実施できるよう、災害対応業務の内容に応じ派遣する職員のリスト化や業務に必要な資材の準備など、支援体制の整備を図る。</p> <p>(略)</p> <p>第4編 災害復旧・復興計画 (略)</p> <p>第1節 地域の復旧・復興の企保運方向の決定</p>	<p>防災基本計画修正に伴う修正</p>
-----	--	---	----------------------

295	29	<p>(略)</p> <p>4 県及び市町村は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、県、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求める。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用する。</p> <p>(略)</p> <p>第4節 公共施設等災害復旧事業</p> <p>(略)</p> <p>1 公共土木施設災害復旧事業</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>4 県及び市町村は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、県、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求める。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討する。</p> <p>(略)</p> <p>第4節 公共施設等災害復旧事業</p> <p>(略)</p> <p>1 公共土木施設災害復旧事業</p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画修正に伴う修正</p>
299	27	<p>(新設)</p> <p><u>(10)</u> 下水道災害復旧事業</p> <p><u>(11)</u> 公園災害復旧事業</p> <p><u>(12)</u> 公営住宅等災害復旧事業</p> <p>(略)</p>	<p><u>(10)</u> 水道災害復旧事業</p> <p><u>(11)</u> 下水道災害復旧事業</p> <p><u>(12)</u> 公園災害復旧事業</p> <p><u>(13)</u> 公営住宅等災害復旧事業</p> <p>(略)</p>	<p>公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の改正による (令和6年4月1日施行) 番号の繰り下げ</p>
299	33	<p>4 水道災害復旧事業</p> <p><u>5</u> (略)</p> <p><u>6</u> (略)</p> <p><u>7</u> (略)</p> <p><u>8</u> (略)</p> <p><u>9</u> (略)</p> <p><u>10</u> (略)</p>	<p>4 <u>水道災害復旧事業</u></p> <p><u>4</u> (略)</p> <p><u>5</u> (略)</p> <p><u>6</u> (略)</p> <p><u>7</u> (略)</p> <p><u>8</u> (略)</p> <p><u>9</u> (略)</p>	<p>公共土木施設災害復旧事業に移行したため削除 番号の繰り上げ</p>

300	24	<p>第5節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成 (略)</p> <p>1 法律等により一部負担又は補助するもの (略)</p> <p>(2) 要綱等 (略)</p> <p><u>ウ 上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助</u></p>	<p>第5節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成 (略)</p> <p>1 法律等により一部負担又は補助するもの (略)</p> <p>(2) 要綱等 (略)</p> <p><u>ウ—上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助</u></p>	<p>公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に移行したため削除</p>
-----	----	---	---	------------------------------------